

社会医療法人中山会宇都宮記念病院 連携施設登録規程

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人中山会宇都宮記念病院（以下「宇都宮記念病院」という。）に登録していただいた連携施設と宇都宮記念病院が連携協力体制を構築し、病病連携・病診連携等を推進させ、地域医療の充実と効率的な医療を提供することを目的とします。

(申請)

- 第2条 連携に同意される医療機関等は、連携施設登録申込書（様式1）により、当院病院長宛に提出してください。
- 2 当院病院長は、連携施設登録の申し込みに基づき連携施設として登録を行います。また、連携施設の希望（同意）により、認定証の発行及び宇都宮記念病院内に医療機関名を表示します。
 - 3 連携施設の登録は、原則として自動継続します。
 - 4 登録内容に変更が生じた場合には、連携施設登録内容変更届（様式2）を当院病院長宛に届け出てください。
 - 5 連携協力施設の登録を辞退する場合には、連携施設辞退届（様式3）を当院病院長宛に届け出てください。

(当院の責務)

第3条 当院は連携施設に対して、紹介患者の情報や当院の案内情報等を提供します。

(担当)

第4条 連携施設登録等に関わる事務手続きに関する事項は、当院地域医療連携課が担当します。

附則

この規程は、2021年6月1日から施行する。